

## 薬のあずかりについて（お願い）

当園では、保護者からの依頼により、園児に薬を投与することは原則として行いません。  
ただし、やむを得ず園内で薬を投与する必要がある場合には、以下に挙げる条件を満たし、かつ事前に手続きを確実に行っていただいた場合に限り、薬をあずかりますので、よろしくお願ひします。

### 記

#### 【条件及び手続き】

- 1、医療機関が処方した薬であること

※保護者の判断で持参した薬（以前服用した薬の残り）や、市販の薬はあずかりません。

- 2、必ず1回分（当日分）を持参し、水薬は1回分を別容器に移して持参すること

- 3、薬が入った袋や容器には園児の氏名と日付を記入すること

- 4、登園時に必要事項を記載した「おくすり連絡表」を提出し、受け入れの保育士と内容を確認の上、手渡しであずけること

※お弁当と一緒に入っていたり、鞆の中に入れてきたままではあずかりません。

#### 【留意事項】

※医療機関に保育園に通っていることを主治医に伝え、「朝夕2回の処方」が出来ないか相談し、可能な限り家庭での投薬を心掛けて下さい。

※顔に塗る塗り薬はあずかりません。また、目薬につきましても目の傷の原因・ゴミ等の混入の恐れからあずかりません。